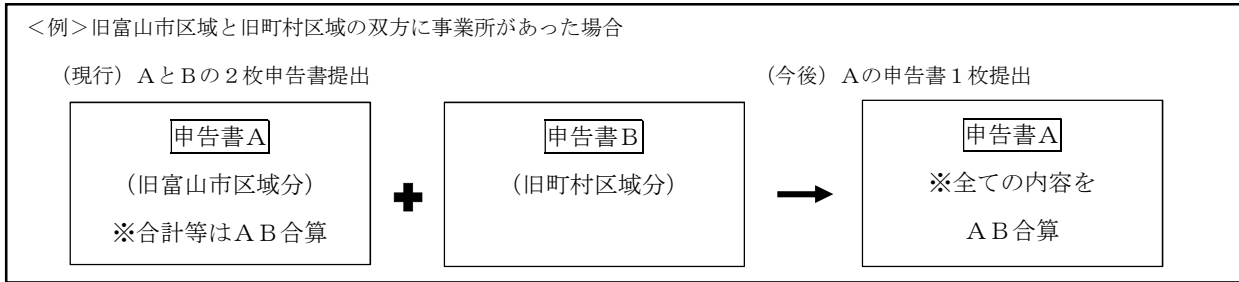


# 事業所税申告書 A・B区分 統一のお知らせ

事業所税の申告書について、

- ・申告書A (合併前の旧富山市区域分)
- ・申告書B (合併前の旧町村区域分) に区別し提出していただいております。

今後ご提出いただく事業所税の申告書は、申告書A・Bの区別をせず、A・B区域の内容を合算した申告書Aのみの提出をお願いいたします。



- ・申告書をAとBに区別し提出いただいていたことにより今まで電子申告 (e L T A X) での提出が出来なかった場合は、今後電子申告で申告いただいで構いません。
- ・税制改正により、令和3年4月1日以降に提出される地方税関係書類に関して、押印廃止となりました。本市より押印欄が印字された様式で送付させていただく場合もありますが、押印無しで申告書を提出していただいで構いません。また、元号も「平成→令和」へ適宜訂正いただいで構いません。
- ・現行で「申告書Aまたは申告書Bのみ提出」「今回初めて申告予定」の方を含め、今回申告書を送付させていただく方全員にこのお知らせを同封させていただいております。その点、ご了承ください。

↓↓以下、平成29年より順次お願いしている内容になりますが、再度ご確認をお願いします↓↓  
(上記「事業所税申告書A・B統一のお知らせ」とは別の内容になります)

- ・平成28年1月1日以後に開始する事業年度にかかる申告について、申告書の様式が変更になっています。大変お手数ですが、旧様式で申告をされていた場合は、今後は新様式を使用し申告書の作成をお願いします。(富山市ホームページより新様式のダウンロード出来ます。)

＜新旧様式の見分け方 (例) ＞ ※新様式で押印欄が残っているものはそのまま使用しても構いません

旧様式

新様式

「個人番号又は法人番号」欄

追加

有 無

「㊟」欄

「この申告により納付すべき資産割額 (㊟ - ㊠) ㊡」欄

有 無

資産割関係欄 ㊠ まで